

仮想通貨交換業登録について

2018年4月20日改訂
サポート行政書士法人
行政書士 清水 侑
Eメール：shimizu@shigy.co.jp
TEL：03-3526-3915

第一章 概要

■ 1. 仮想通貨交換業とは

仮想通貨交換業とは、簡単に言うと、利用者との間の仮想通貨の売り買いや、利用者同士の取引をマッチングする事業のことです。もう少し詳しく述べると、下記の3つの事業に分けられます。

(1) 仮想通貨の売買または他の仮想通貨との交換

事業者が利用者相手に、仮想通貨の売買・交換を行うことです。例えば、仮想通貨の販売所や交換所で、利用者が日本円でビットコインを事業者から買う、もしくはビットコインと他の仮想通貨を交換するという場合です。

(2) 1に掲げる行為の媒介、取次ぎまたは代理

事業者が利用者と利用者の間に入って取引を行うことです。上記「1. 仮想通貨の売買または他の仮想通貨との交換」と違って、事業者は利用者と直接の売買をしません。この中で媒介とは、仮想通貨を買いたい利用者と仮想通貨を売りたい利用者をマッチングすることです。仮想通貨の取引所がこれに当たります。一方、取次や代理は、利用者から頼まれて事業者が仮想通貨の売買をする場合に当てはまります。

(2) 1・2に掲げる行為に関して、利用者の金銭または仮想通貨の管理をすること

いわゆるウォレットのことです。ウォレットとは仮想通貨を預けるお財布のことで、イメージとしては証券会社の口座に似ています。上記の事業に関わるウォレットが規制対象になります。

逆に、上記3つの事業以外は、仮想通貨交換業としては、規制されません。例えば「新しい仮想通貨を作ること」は、規制されないので、好きに作ることができます。しかし、それを事業として売る場合は、規制対象になり得ますし、また、別の形、例えば販売する仮想通貨に配当を付ける行為などは金融商品取引法の規制対象になり得ます。

詳しくは当社までご相談ください。

■ 2. 当社のサービス内容

(1) 新規登録

新規の登録申請をサポート。相談対応、概要書作成、当局面談同席、当局との連絡、申請書類作成（25～30種類の社内規程類含む）、登録免許税の払込、申請代行、補正対応を含みます。基本的には登録申請に必要な全ての書類の作成を当社が行います。

※事業計画等一部ご協力をいただくものもあります。

(2) 変更届

登録後の各種変更届をサポート。登録された仮想通貨交換業者は、定められた項目（事業の内容、扱う仮想通貨、役員、営業所等）に変更があった場合、当局へ変更届を提出する義務がありますが、当社ではそれらの各種変更届を代行いたします。

(3) 事業報告

事業報告書の提出をサポート。仮想通貨交換業者は、年一回当局へ事業報告を提出する必要がありますが、当社では事業報告書の代行をいたします。

■ 3. 仮想通貨交換業を始めるには

仮想通貨交換業を行う場合には、管轄の財務局へ登録申請を行い、登録を受ける必要があります。仮想通貨交換業を営む事業者の本社所在地によって管轄が分かれています。

■ 4. 法律・ガイドライン等

仮想通貨交換業に関する主な法令・ガイドラインは下記の四つになります。

- ・ 資金決済に関する法律
- ・ 資金決済に関する法律施行令
- ・ 仮想通貨交換業者に関する内閣府令
- ・ 事務ガイドライン（第三冊：金融会社関係 16. 仮想通貨交換業者関係）

※上記のもの以外にも、犯罪による収益の移転防止に関する法律等の規制も受けます。

■ 5. 管轄庁

仮想通貨交換業を営む事業者の本社所在地を管轄する財務局です。

■ 6. 当社の報酬

（1）新規登録

サポート行政書士法人 行政書士 コンサルタント 清水 侑
Eメール：shimizu@shigyoko.jp TEL：03-3526-3915

弊社報酬 : 200万円～
登録免許税 : 15万円
その他証明書取得等 : 実費

※弊社報酬は難易度や状況によって異なります。

※変更届、事業報告の代行報酬については、別途ご相談くださいませ。

■ 7. 登録までのスケジュール

登録までのスケジュールは、3つの段階に別れます。

- (1) 概要書の作成・提出、当局との面談 (目安 : 2ヶ月～3ヶ月)
- (2) 申請書類の作成、当局の補正対応 (目安 : 2ヶ月～3ヶ月)
- (3) 本申請、当局の補正対応、登録 (目安 : 2ヶ月)

※上記のスケジュールはある程度順調に言った場合のものです。社内体制の整備、事業内容の確定等、状況により上記のスケジュールより伸びるケースが有ります。金融の登録全般に関わる経験則としては、登録までに6ヶ月から12ヶ月かかるケースが多いです。

第二章 登録要件

■ 1. 登録要件の概要

仮想通貨交換業の登録要件の概要は、下記のようになっています。

- (1) 組織について
 - ・株式会社または国内に営業所を有する外国仮想通貨交換業者であること
- (2) 財産について
 - ・資本金が1,000万円以上であること
 - ・債務超過でないこと

(3) 業務遂行体制について

- ・仮想通貨交換業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていること

(4) 法令順守体制について

- ・仮想通貨交換業者に関わる法令の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていること

(5) 商号について

- ・他の仮想通貨交換業者が使用している商号、名称と同一又は類似のものを
用いないこと

(6) 他に行っている事業について

- ・他に行う事業が公益に反しないこと

■ 2. 業務執行体制と法令順守体制について

「1. 登録要件の概要」のうち、キーポイントは「業務遂行体制について」と「法令順守体制」です。それら以外は簡潔でわかりやすいのですが、しかし「業務遂行体制について」は「仮想通貨交換業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていること」、「法令順守体制」は「仮想通貨交換業者に関わる法令の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていること」と、抽象的な定義しか法律では規定されていません。これは、「法律ではざっくりと決めるから、詳しいことは事務ガイドライン（第三冊：金融会社関係 16. 仮想通貨交換業者関係）を見てね」という理由からです。

この事務ガイドライン（第三冊：金融会社関係 16. 仮想通貨交換業者関係）で決められたルールが膨大な量に上ります。マネーロンダリング対策から顧客情報管理、仮想通貨や金銭の分別管理まで、仮想通貨交換業登録を目指す事業者が超えるハードルは多岐に渡ります。分量でいうと、ルールが書かれたページだけでもA4用紙で60枚近くに上ります。

参考：事務ガイドライン（第三冊：金融会社関係 16. 仮想通貨交換業者関係）

<http://www.fsa.go.jp/news/28/ginkou/20170324-1/19.pdf>

当社では、それらの細かなルールを踏まえた上で、事業者の方がスムーズに登録できるように、適切なサポートをさせていただきます。

第三章 仮想通貨交換業登録が必要な場合

■ 1. どういう時に仮想通貨交換業登録が必要になる？

仮想通貨交換業登録が必要になるのはどのような時でしょうか。法令では「特定の行為」を「事業として行う」場合に仮想通貨交換業登録が必要とされています。

法律上の区分では「特定の行為」は以下の6つ。

- ・ 売買：事業者が利用者に対して仮想通貨の売買を行うこと（仮想通貨×法定通貨）。一般的には仮想通貨販売所と呼ばれるところが行っていること。
- ・ 交換：事業者が利用者に対して仮想通貨同士の交換を行うこと（仮想通貨×仮想通貨）。こちらも一般的には仮想通貨販売所と呼ばれるところが行っていること。
- ・ 取次ぎ：利用者から依頼を受け、仮想通貨の売買または交換を行うこと（売買または交換時の資金は事業者のもの）。イメージとしては商社が行っている「安く買って高く売る」ということ。
- ・ 代理：利用者から依頼を受け、利用者の代理人として仮想通貨の売買または交換を行うこと（売買または交換時の資金は利用者のもの）。イメージとしては「購入代理」。
- ・ 媒介：利用者と利用者の上に立ち、仮想通貨の売買または交換を仲介すること。一般的には仮想通貨取引所と呼ばれるところが行っていること。
- ・ 管理：上記5つの行為に関して利用者の金銭または仮想通貨を管理すること。いわゆるウォレット。管理だけを行う場合は仮想通貨交換業登録は不要。

サポート行政書士法人 行政書士 コンサルタント 清水 侑

Eメール：shimizu@shigy.co.jp

TEL：03-3526-3915

それでは「事業として行う」とはどのようなことでしょうか。事務ガイドラインでは「対公衆性」があつてかつ「反復継続性」をもつて行うこととされていますが、実際にどのような具体的行為が「対公衆性」があつて、かつ「反復継続性」をもつと考えられるかは個別のケースごとに判断されることとなります。しかし一般的にはビジネスとして行うときには「事業として行う」と捉えられることが多いでしょう。

第四章 申請までの流れ

■ 1. 申請手続きはどのようにするのか？

事業者が仮想通貨交換業登録を申請しようとする場合、どのような手続きを踏むのでしょうか？当社では大きく3つのステップに分けてご説明しています。

①概要書等の作成及び当局ヒアリング

最初のステップは概要書等の作成及び当局面談です。概要書とは仮想通貨交換業事業の概要を示した書面で、申請者の概要、どのような人員体制で臨むのか、扱う仮想通貨はどのようなものかといったことを記載します（概要書「等」としたのは、概要書だけではなくその他の書面も後述する当局とのヒアリングに必要だからですが、ここでは説明を省略します）。概要書等ができたなら管轄の財務局、財務事務所若しくは金融庁にそれらを送り、ヒアリングを申し込みます。ヒアリングでは申請者の法人の中で仮想通貨交換業登録に詳しい方が行くのが通常で、我々も同席は可能ですが、主に申請者が話すことを求められます。当社で担当させていただく申請者の方には、ご希望によりこれまでの事例を基にヒアリングのシミュレーションをさせていただいております。

②提出書類の作成及びドラフト審査

当局ヒアリングが終わると提出する申請書類の作成をして、それを当局に提出し、ドラフト審査に入ります。提出する書類は多岐に渡りますので、この段階で一定の期間を要するのが通例です（当局が公表している情報だと通常は2～3カ月）。それらの書類を提出する際は後述の「チェックリスト」に基づきドラフト審査が行われます。都度当局からの質問や補正がありますので、そ

れらに対応してドラフト審査を進める形になります。そして当局から申請して良いと言われたらステップ②は終わりです。

③本申請及び審査

登録免許税を支払い、書類に捺印をして、管轄の財務局又は財務事務所に申請書類一式を提出します。標準処理期間は2か月。しかし審査中も当局からの質問や補正があり、それらに回答をしていない間は標準処理期間が進まないことに注意が必要です。審査が終了し登録の許可が下りれば登録簿に登録され仮想通貨交換業事業を開始できるようになります。

■ 2. チェックリストに基づいて審査

仮想通貨交換業登録申請は、チェックリストに基づいて審査をされます。チェックリストとは提出書類の一つで、登録要件のチェック項目に対して一つ一つ回答をする形になっています。現状のチェックリストのチェック項目は法令等遵守、利用者保護のための情報提供・相談機能等、事務運営に関わる166項目。基本的にはそのチェック項目に対応する社内規程やマニュアルの条文を記載し、かつ申請者として実際にどうするのか？という具体的行動も記載をしていきます。そのため、イメージとしてはこのチェックリストをもとに提出書類を作成していくことになります。

第5章 仮想通貨交換業登録申請はハードル走

■ 1. ハードル走ってどういうこと？

仮想通貨交換業の登録申請は、ハードル走に似ています。どういうことかということ、仮想通貨交換業の登録申請というのは、事業者の財政基盤は十分か、利用者を保護するために適切な情報を伝えているか、犯罪組織やテロ組織へお金が流れないように対策をしているかといったハードル(クリアすべき課題)の全てを、一つ一つ飛び越えていくプロセスだからです。このハードルは全て飛び越える必要があります。一つでも飛び越えられなければ当局からストップがかかり、登録にはいたりません。最近のビジネスでは「ゆっくりやって100点より早く80点のものを出せ」と言われますが、仮想通貨交換業の登録については「減点をゼロにしろ」なのです。ですので、例えば事業者の財政基盤や利用者保護の体制等、他の全て

の項目が飛び抜けてしっかりしていても、唯一、犯罪組織へのお金の移転を止める体制がザルならば、登録はできなくなってしまう。

■ 2. 登録という行政手続

なぜ、仮想通貨交換業登録はハードル走のようになるのでしょうか？あくまで個人的な見解ですが、仮想通貨交換業の「登録」という行政手続が要因のように思えます。日本の行政手続は、許可、認可、免許、特許、登録、届出といった種類があり、それぞれ特徴があります。例えば外国人が日本に滞在するために必要な在留資格を得るには「許可」が必要ですが、管轄する入国管理局の裁量権が比較的大きく、要件を全て満たしても（ハードルを全て飛び越えても）、担当者の判断で許可されない可能性は残ります。逆を言えば、仮に一つの要件に少々怪しい部分があっても、全体的に見て申し分のないものならば、担当者の判断で許可されるケースも実際にあります。一方、「登録」は役所の裁量権が比較的小さく、原則として要件を全て満たしていれば（ハードルを全て飛び越えれば）、役所は OK にしなければなりません。だからこそ、役所は「(要件を全て満たせば OK になるのだから)要件を全て満たしてよ」となり、間違いが一つもないかチェックするようになったのだと思います。

■ 3. 事業者としてはどうすべきか？

それでは、事業者としてはどのようにするべきでしょうか？前述したように仮想通貨交換業登録申請はハードル走のようなもので、全てのハードルを一つ一つ飛び越えていく以外ありません。どれかのハードルで素晴らしく高く飛ぶ必要はなく、例えば及第点しかいかなくても全てのハードルをきちんと飛び切ることが重要です。そのため事業者としては、当局が求めている要件の一つ一つの具体的内容（※1）を知り、それらに合わせて事業体制を整え、社内規定類を含めた申請書類を作成していくという地道なプロセスをこなしていくことになります。もちろん、実際の事業体制や実現したいこともありますので、それらとの兼ね合いも取りつつ、上手に登録に向けてバランスを取っていくことも必要性も出てきます。

（※1）・・・要件の詳細な内容は事務ガイドラインに記載。

<http://www.fsa.go.jp/news/28/ginkou/20161228-4/29.pdf>

第五章 金融庁「承認」の仮想通貨

■ 1. なぜ金融庁が「承認」(※1)した仮想通貨を知ることが大切か？

事業者が仮想通貨交換業を登録しようとする時、どの仮想通貨が「承認」されているかを知ることが、とても大切です。金融庁は、利用者が不利益を受けないように「承認」していない仮想通貨には審査を厳しく、長くする傾向があります。逆に、「承認」した仮想通貨のみで登録を申請すれば、その点においては、申請はスムーズになりやすいと言えます。もちろん、事業者のビジネス戦略から、どうしても「承認」されていない仮想通貨を取引できるようにしたいと考える場合もあるでしょう。一方、できるだけ早く登録をしたいと考える場合もあります。どちらにしろ、どの仮想通貨が金融庁に「承認」されているかを知ること、審査の厳しさや長さを考慮しつつ、戦略的に登録を進めることが出来るのです。

(※1)・・・金融庁の「承認」について

厳密に言えば、金融庁が、資金決済法上の定義に該当することを確認したということであり、金融庁がこれらの仮想通貨の価値を保証したり、推奨するものではありません。

■ 2. 金融庁が「承認」した仮想通貨は？

実際に、金融庁が「承認」した仮想通貨を見ていきましょう。下表の通りです(2018年4月20日時点)。

ビットコイン	イーサリアム	イーサリアムクラシック	ライトコイン
ビットコインキャッシュ	モナコイン	リップル	フィスココイン

ネクスコイン	カイカコイン	カウンターパーティ	ザイフ
ビットクリスタル	ストレージコインエ ックス	ペペキャッシュ	ゼン
ゼム（ネム）	コムサ	キャッシュ	リスク

当社ではこれらの情報について万全を期すようにしておりますが、最新の「承認」仮想通貨は金融庁が公表していますので、正確な情報は下記ウェブサイトをご確認ください。

参照：仮想通貨交換業者登録一覧

<https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/kasoutuka.pdf>

■ 3. 金融庁に「承認」されない仮想通貨は？

現在、日本では金融庁が「承認」した仮想通貨しか流通することはできないようになっています。なぜなら、日本の仮想通貨交換業者は、仮想通貨交換業登録の際に個別登録した仮想通貨、または変更届で追加登録した仮想通貨のみ、取り扱うことができるからです。そして、仮想通貨交換業者でなければ、日本で仮想通貨をビジネスとして取引することができません。つまり、「承認」されない仮想通貨は、日本で流通する機会が与えられないのです。流通する機会を失った仮想通貨は、日本の取引市場では廃れていくでしょう（海外では取り扱いが可能な場合があるかもしれません）。

いま現在、「承認」されていない仮想通貨は（まだ発行されていない仮想通貨を含む）、金融庁に「承認」されるように登録を進めるか、日本市場ではなくなくなっていくか、二つに一つの選択を迫られることとなります。

第六章 事業内容と登録の難しさの関係

■ 1. 事業内容によって登録の難しさが変わる？

事業者が仮想通貨交換業を登録しようとする時は、すでに行いたい事業が決まっている場合がほとんどだと思います。しかし、事業内容によって登録が難しくなったり簡単になったりします。そのため、どんな事業を行おうとしているのか注意する必要があります。今回は、どのような事業であれば登録がスムーズになりやすいのか、どうしてそのような仕組みになっているかを見ていきます。

■ 2. 販売所・交換所のみならスムーズ

結論から述べますが、仮想通貨の販売所・交換所のみを扱う場合は、取引所やウォレットの事業を行う場合に比べ、登録申請は簡易になりやすいと言えます。

どういうことかということ、登録申請というのは、一つ一つ規制というハードルを超えていくハードル走のようなものなのです。そのハードルは、事業内容によって増えたり減ったりします。販売所・交換所というシンプルな仕組みであればハードルは最低限で済みますが、取引所やウォレットを扱うのであればハードルは増えていくというイメージです。

では、具体的に見ていきましょう。ウォレットを提供する場合は、利用者の金銭や仮想通貨を預かるため、「分別管理」のハードルがでてきます。「分別管理」とは、利用者の金銭や仮想通貨と、事業者の金銭や仮想通貨を分けて管理するという規制です。「分別管理」をしなくてはいけない場合は、申請前にどうやって分別管理をするか具体的に決定し、その社内規定を定め、それらを当局に認めてもらう必要があります。そして登録された後はその通りに運用しなくてはなりません。実際、事業者が登録申請を進める中では、当局が「分別管理」のやり方に疑いを持ち、「これはどういうことですか？これで分別管理できますか？○○○のようになっています」というような形で指導が入るケースもあります。そうして登録申請が長く厳しくなっていくのです。

また、「システムリスク対策」も突破しなくてはならないハードルとなります。「システムリ

スク」とは、事業者の仮想通貨交換業に関わる IT システムに対するリスクのことで、具体的な例としてハッキングや不具合が挙げられます。ウォレットを扱う場合は通常利用者の金銭・仮想通貨を預かるため、それらをハッキング等から守る対策を講じなければなりませんし、取引所を扱う場合にしても、通常は IT システムで利用者同士のマッチングを行いますから、その IT システムが異常をきたさないように対策を練らなければなりません。当然、社内規定を定め、当局の指導を受け、認めてもらわなければ登録は進まないことになります。

■ 3. 事業内容は登録後に追加できる

仮想通貨交換業の登録は、事業内容ごとではなく、事業者ごとに一つ与えられます。販売所、取引所、ウォレットを全て扱う事業者は、自らがもつ一つの登録にその全ての事業を含ませることになります。新たな事業内容を始める際には、自らの登録に追加する形になります。例を挙げると、仮想通貨の販売所だけで登録をしたチケット販売業者が、その後に仮想通貨の取引所を始める場合、自らの登録に取引所の事業内容を追加する（＝当局へ変更届を提出する）とその事業が可能になります。

新規登録時にやりたい事業をすべて入れるのか、それとも最初は最低限の事業で始め後から追加するのか。どちらが良いのかはケース・バイ・ケースですが、事業内容は後から追加できると覚えておくと、登録申請を戦略的に進めやすく、事業者にとってのビジネスの戦略の幅が広がるのではないのでしょうか。

第七章 ICO

■ 1. ICO とは何か？

ICO とは「Initial Coin Offering」の略称で、事業者がトークンと呼ばれる仮想通貨（トークン）を独自発行し、そのトークンを購入してもらうことで資金を調達する仕組みのことです。ICO そのものについては多くのウェブサイトや書籍で紹介されているので、詳しくはそれらのウェブサイトや書籍を参照してください。

■ 2. ICO が法規制の対象になるのか？

事業者がICOを実施したい場合「やっていいのか？(＝何らかの法規制の対象になるか)」は大きな関心事です。現状、ICO 自体を定めた法令は存在せず、ICO の実態によって必要かどうかが変わるとしか述べることはできません(実務的には「当局が登録を求めらるかどうかが」です)。そもそも日本の許認可制度は「○○○という行為をするには許認可(登録等含む)を取ってね」というものなので、ICO の場合にもその実態が何らかの法規制の対象となる行為に当てはまるかどうかという視点で考えます。そこで ICO が対象となり得る法規制は何かという点ですが、主に仮想通貨交換業と金融商品取引業が挙げられます。

法令上、仮想通貨交換業に該当するのは以下の場合です。

①発行するトークンが法令上の仮想通貨に該当

かつ、

②仮想通貨の売買、交換、媒介、取次、代理のいずれかに該当

それでは、①から見ていきましょう。

①発行するトークンが法令上の仮想通貨に該当

まず、そのトークンが法令上の仮想通貨に該当するかどうかです。法令上の仮想通貨をざっくりと言うと、ビットコインをはじめとした一号仮想通貨(＝「電子データで管理や移転をして、いろんな物やサービスが買えて、いろんな人と取引ができるもの」、もしくはアルトコインの多くが当たる二号仮想通貨(＝「電子データで管理や移転をして、色んな人と取引ができて、一号仮想通貨と交換できるもの」))です。

注意する必要があるのは、一号と二号の両方にある「いろんな人と取引ができるかどうか」は、発行時点でだけでなく、将来的に予定されているか、もしくはそのように設計されている場合も含まれるということです。そのため、発行時点でどの取引所で取り扱いをしていなくても(オリジナルトークンだとほとんどがそうだと思いますが)、例えばそれが国内外の取引所で取り扱い予定だとすると、仮想通貨に該当する可能性が高くなります。

②仮想通貨の売買、交換、媒介、取次、代理のいずれかに該当

ICO は発行トークンと法定通貨または仮想通貨を交換するのが主ですので、発行トークンが仮想通貨に該当すれば、その ICO をするには法令上はほぼ仮想通貨交換業登録が必要になることとなります。そのためこの点はあまり考慮する必要がないのですが、今後新しいスキームの登場により②に該当しないケース(=結果として仮想通貨交換業に該当しない)もゼロではありません。

また、金融商品取引業に該当するかどうかについてですが、

ICO が実態として金融商品取引業で規制する「お金を集めて、運用して、配当すること」に該当すると、金融商品取引業の登録が必要になります(具体的には第二種金融商品取引業や投資運用業)。

2018年2月、マカオに本拠に置くブロックチェーンラボが企画したICOが、金融商品取引業に該当するとして当局から警告がなされました(同時に仮想通貨交換業に該当するとしてこちらにも警告されています)。ブロックチェーンラボのスキームは、アメリカドル建てでトークンを発行し(=お金を集める)、そのドルを持って仮想通貨を買って(=運用する)、差益を配分する(=配当する)というものでした。

■ 3. 当局の動きは？

当局の見解としては、「ICOを行う場合は事前に相談してね。個別判断するから」というものです。また海外でICO関連事業を行う事業者に当局から電話があったとも聞きますので、この投稿を書いている2018年3月現在は当局もセンサティブになっていると思われます。法令上ははっきりしない部分があるけれども、現状は(明確な法規制ができるまでは)個別に資金決済法や金融商品取引法に該当するかどうかをチェックしていっているようです。そのため、仮想通貨交換業登録申請を当社で代行申請している事業者の方には、ICOを予定している場合は事前に当局に相談するようにお伝えしています。